（道府県民税に関する経過措置）

**第二条**　前条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

**第三条**　第一条の規定による改正後の地方税法施行令第二十条の二の十三、第二十条の二の十四、第二十一条の二の二及び第二十一条の二の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

**第四条**　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。附則第六条及び第七条第一項において「改正法」という。）附則第十二条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十二年十一月二日後にその提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十二条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（市町村民税に関する経過措置）

**第五条**　附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法施行令の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

**第六条**　改正法附則第二十五条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十二年十一月二日後にその提出があった場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十五条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（一般社団法人地方税電子化協議会の解散の登記の嘱託等）

**第七条**　改正法附則第三十五条第一項の規定により平成十八年四月一日に設立された一般社団法人地方税電子化協議会が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）

**第八条**　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項第一号中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第三十三条第四項中「第三百二十一条の七の十二第二項から」を「第三百二十一条の七の十三第二項から」に改め、同項の表第二項の項中「第三百二十一条の七の十二第二項」を「第三百二十一条の七の十三第二項」に改め、同表第三項の項及び第三項第二号の項中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正

---

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百二十七号**

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第四十条並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の四第三項第三号及び第四百六十七条第三項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の九の二第一項中「又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第二項中「第七十四条の四第三項第三号」を「第七十四条の四第三項第二号」に改め、同条第四項中「第七十四条の四第三項第一号」に改め、同条第四項中「第七十四条の四第三項第二号」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第一項に規定する」に改め、同条第五項中「第七十四条の四第三項第三号」を「第七十四条の四第三項第二号」に改め、同条第六項中「第七十四条の四第三項第三号イ」を「第七十四条の四第三項第二号イ」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第五十三条の二第一項中「又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第二項中「第四百六十七条第三項第二号」を「第四百六十七条第三項第一号」に改め、同条第四項中「第四百六十七条第三項第三号」を「第四百六十七条第三項第二号」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法第十一条第一項に規定する」に改め、同条第五項中「第四百六十七条第三項第三号」を「第四百六十七条第三項第二号」に改め、同条第六項中「第四百六十七条第三項第三号イ」を「第四百六十七条第三項第二号イ」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成三十四年十月一日から施行する。ただし、第三十九条の九の二第四項の改正規定（「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第一項に規定する」に改める部分に限る。）及び第五十三条の二第四項の改正規定（「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法第十一条第一項に規定する」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第三項の規定は、平成三十三年十月一日から施行する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

2　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。次項において「改正法」という。）附則第十三条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十三年十一月一日後にその提出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十三条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。